

令和2年度第1回国分寺市国民健康保険事業運営に関する協議会

日 時：令和2年11月12日（木）午後2時00分から

場 所：国分寺市役所 第1庁舎3階 第1・第2委員会室

出席委員：内藤孝雄会長・山本仁委員・新藤圭一委員・田端美代子委員・荒川隆二委員・宮崎邦子委員・藤巻正樹委員・知念信昭委員・新川保明委員・住田善彦委員・和地誠一委員・森田秀子委員・金原洋一委員・田中真樹委員・森田直樹委員

事務局：鈴木健康部長・下河原保険年金課長・久保国民健康保険係長・三浦・原崎・英

会長 皆様、こんにちは。大変お忙しい中、今日は会議のほうにご出席賜り、ありがとうございます。

それでは、ただいまより令和2年度第1回国分寺市国民健康保険事業運営に関する協議会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。着座させていただきます。

皆様、新型コロナウイルスの感染が本当にまた懸念される場所ですけれども、当会議も感染防止のため、皆様にご協力をお願いしたいと思うのでよろしくお願いいたします。換気のため今、窓を開けております。それと、皆様マスクもご着用してありがとうございます。そして、今日はソーシャルディスタンスで1席ずつ空いておりますので、よろしくお願いいたします。

この会議が本当に長い間、時間が経過したのですけれども、やっとここまで会議にたどり着くことになりました。皆様のご協力と、市のほうと、事務局のおかげで、また医療従事者の大変な努力がありまして、ここまで来ております。ありがとうございます。そして、会議はなるべく短く進行させていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

では、部長よりお話がございますので、よろしくお願いいたします。鈴木部長、お願いいたします。

鈴木部長 皆さん、こんにちは。健康部長の鈴木でございます。今年度は、新型コロナウイルス感染症の関連で、例年とは異なる年度になってございます。こちらの運協のほうも今年度第1回目ということでございますけれども、4月1日に遡り、人事異動がございましたので、併せて事務局の紹介を私からさせていただきたいと思っております。

まず、4月1日に大庭課長の後任でございます保険年金課長の下河原でございます。

下河原課長 下河原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木部長 国民健康保険係長の久保でございます。

久保係長 久保です。よろしくお願いいたします。

鈴木部長 庶務担当の原崎でございます。

原崎 原崎です。よろしくお願いいたします。

鈴木部長 同じく、庶務担当の英でございます。

英 英と申します。よろしくお願いいたします。

鈴木部長 医療費適正化担当の三浦でございます。

三浦 三浦と申します。よろしくお願いいたします。

鈴木部長 以上のメンバーで事務局を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 鈴木部長、ありがとうございました。

続きまして、課長よりご説明がありますので、よろしくお願いいたします。

事務局 改めまして、下河原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席についてご報告いたします。出席状況報告 15 名、欠席者 1 名でございます。したがって、運営協議会規則第 7 条の規定により、委員総数 16 名の 2 分の 1 の出席を頂いておりますので、会議は成立しております。また、議事録署名委員といたしましては、知念委員、新藤委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

会長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

では、これより報告事項に入ります。報告事項 1 でございます。今回から新しい方が入りましたので、ご紹介させていただきます。JA 東京むさしの推薦委員に変更がございましたので、新委員の森田秀子委員から御挨拶を頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。突然ですけれども、よろしくお願いいたします。

森田委員 皆様、こんにちは。初めまして。今年より東京むさしのほうで理事を拝命させていただいております森田秀子と申します。何とぞよろしくお願いいたします。

会長 森田委員、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。本当は皆さんで拍手で迎えたいのですが、今、そういうのは控えさせていただきたいもので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項 2 に移りたいと思います。「低所得者への国民健康保険税軽減措置について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局からご報告事項についてご説明させていただきます。資料が 2 番の「低所得者への国民健康保険税軽減措置について」になります。低所得者の方の保険税につきましても、国の税制改正に合わせて、平成 26 年度から毎年度改定を行っております。今年も地方税法施行令が 3 月末に改正となりましたので、それに合わせて条例を改正する必要があることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分として条例の改正を行っています。

国民健康保険税につきましても、国分寺市では、所得に対して課税する所得割と、1 人当たりに対して課税する均等割、こちらの合算で計算しておりますが、このうちの均等割額について、世帯の所得状況と被保険者の数によって一定の減額をすることとされております。

世帯の所得が 33 万円以下の場合、一律 7 割を軽減いたしまして、世帯の所得が 33 万円 + 28 万円 × 被保険者数以下の場合に 5 割軽減、33 万円 + 51 万円 × 被保険者数以下の場合に 2 割の軽減となっております。

3月の地方自治法施行令の改正によりまして、5割減額の基準が33万円+28.5万円×被保険者数に、2割減額の基準が33万円+52万円×被保険者数に改正されました。こちらの基準に合わせて条例改正を行いまして、令和2年度の保険税から適用となっております。

事務局から、こちらの件についての報告事項は以上でございます。

会長 ただいま、事務局から軽減のほうのご説明がありましたのですけれども、資料2に關しまして、ご質問を受けたいと思いますので、よろしくお願ひします。

事務局からご説明もありましたが、今年低所得者への健康保険税の軽減の措置なので、すけれども、7割減はそのままということで、5割減と2割減に変更がございました。これについて皆様からのご質問を受けたいと思います。よろしくお願ひします。何かご質問はございませんか。

藤巻委員 ちょっといいでしょうか。ちょっと分かりにくいのですけれども、5割減で影響される、裏のほうですけれども、27所帯ですか。そして、2割減では43所帯。これは右にシフトしていくわけですけれども、これは43引く27というわけではないですね。すみません、前のほうの図の右側のところにシフトしていくわけですけれども、実際に2割減が43増えると解釈していいのですか。

事務局 おっしゃるとおり、影響を受けた世帯という意味合いになりますので。

藤巻委員 2割減の人が5割減の一部入っていくわけですけれども、その辺は重なるので、ちょっと分かりにくいかなと思ったのですけれども。絶対数が2割減は43、5割減は27ということで、そう解釈していいですか。

事務局 はい、おっしゃるとおりでございます。

藤巻委員 分かりました。ありがとうございました。

会長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。なければ、次の事項に移らせていただいてよろしいでしょうか。

では次、報告事項3に移りたいと思います。「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 では、事務局からご説明いたします。資料ナンバー3になります。報告事項3つ目、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について」ご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応策—第2段—（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に、支払額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれました。また、国民健康保険制度におきましては、国民健康保険法第58条第2項の規定により、傷病手当金の支給に関しては条例の定めるところによるものとされております。

国分寺市の国民健康保険条例においては、傷病手当金についての規定がされていなかったため、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者のうち被用者に対して傷病手当金を支給できるように、国の財政支援の基準に合わせて条例の一部を改正いた

しました。

給与等の補填を目的とする傷病手当金の支給に関しては、できるだけ対象者に速やかに行う必要があることと、また、被用者の方の休みやすい環境を整えることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を早急に図る必要があることから、こちらについても地方自治法第179条第1項の規定に基づいて、市長専決処分として条例改正を行いました。現在2件の申請を受け付け、支給しております。支給額は合計で8万1,937円となっております。

こちらの件についての事務局からの説明は以上となります。

会長 ご説明ありがとうございました。これに関しまして、資料3を基にして皆様のご質問を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

今の、この実態の新型コロナの感染に関して、国分寺市は2名の方が今、傷病手当金を対応ということになっております。

事務局 会長、すみません、補足を。

会長 事務局から補足がございまして。よろしくお願いします。

事務局 すみません、資料3の一番下のところに、適用期間のところを9月30日までとなっているのですが、これは国のほうから12月末まで延長するという通知が来まして、国分寺市のほうでも12月末まで対応するという形にしております。以上です。

会長 ありがとうございます。今、事務局から補足の説明がございました。資料3の一番下の適用というところに、令和2年1月1日付から9月30日を12月末まで延長ということになりましたということでございます。

田中委員 質問なのですが、対象者のところで、新型コロナウイルス感染者の感染した者というのは分かるのですが、発熱等の疑いがある人も同じ適用になっているかと思うのですが、この発熱とか病状というのはコロナウイルスでない可能性もあると思うのですが、なのに同じ適用の仕方というのは、どうしてこのようになっているのかなということと、そういう感染の疑いがあった場合、後に検査をして、コロナウイルスかどうか判断するのを義務化するのかとか、その2点を教えていただきたいです。

事務局 まずは、今回の対象の方は、感染した方と疑われる方と分かれておりますけれども、こちらは陰性であっても対象になります。趣旨としては、休みやすい環境を整えることによって感染の拡大を防ぐということが目的になっているので、必ずしも感染している必要はない。疑いについても、必ずしも医療機関でPCR検査を受ける必要がなくて、医療機関を受診しないまま回復したとしても、事業主の証明があれば、それで申請を受け付けるという形になっています。

田中委員 じゃあ、感染した人に対してというよりも、感染を拡大させないための政策というか方法ということですかね。ありがとうございます。

会長 よろしいですか。ほかにもございますか。では、質問はこの辺で、次に行きます。

では、報告事項4に移りたいと思います。「新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保

除税の減免について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 では、資料ナンバー4「新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について」ご説明いたします。

国民健康保険税につきましては、従来から、災害その他の事情がある方に対して、国民健康保険条例第26条及び減免規則に基づいて、減免を行っております。

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」とされ、国民健康保険税を減免した場合の財政支援についての通知を受けました。こちらが資料になっております。これを受けて、新型コロナウイルス感染症に係る減免については国基準として取り扱うことといたしました。10月末までに398件、金額で3,249万8,200円の減免を行っております。

事務局からの説明は以上になります。

会長 ありがとうございます。これに関係しまして、ご質問を受けたいと思います。よろしくをお願いします。

森田委員 いいですか。簡単なことなのですが、その減免というのは免除ですか。減免は免除ということですかね。猶予ではなくて、免除ということですね。

事務局 事務局です。おっしゃるとおり、免除という形になります。

新藤委員 先ほどの説明で、国民健康保険税は国基準によってやりましたというご説明だったのでありますが、これは例えば隣接市町村とかで国基準ではなくて独自システムみたいな、そういうルールで運用しているとか、やっているところはあるのですか。

事務局 都内では、国基準で行っているようです。

会長 ただいまで、398件でございますよね。

事務局 そうです。

会長 これは今月ですか。10月末までですか。

事務局 10月末までの合計です。

会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。ここまでで何かご質問はございませんか。5ページにあります交付額の算定の基準になる減免の基準なのですが、①から③までありますけれども、この辺でも何かよろしいでしょうか。ご質問がなければ次に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項5に移りたいと思います。「国保赤字解消計画の変更について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 では、資料5「国保赤字解消計画について」ご説明いたします。こちらにつきましては、令和2年度予算ベースで作成し直したものになります。今回の変更につきましては、収納率の向上に係る赤字解消を盛り込みました。

収納率につきましては、現在95%で予算計上しているところですが、これを毎年度0.01%ずつ向上させ、保険税の改定とは別に22万円ずつ解消していく計画となっております。こ

の収納率の向上に係る赤字解消を盛り込みましたのは、税改定年度以外の年度においても計画どおりに赤字解消が図られた場合、補助金の加点対象となるためです。

仮に赤字解消が図られても、赤字計画にのっとって解消されたものでなければ加点対象とならないため、こちらを入れ込みました。実際、後ほど決算でご説明いたしますけれども、今 95.7%まで上がっていますので、特に計画として無理なものではないと考えております。

事務局からは以上です。

会長 ありがとうございます。これに関しまして、ご質問を受けたいと思います。よろしくをお願いします。

田中委員 いいですか。保険税収納率向上で 0.01%ずつということなのですけども、具体的にどういう方法で上げていこうと考えているのですか。

事務局 実際には、毎年 0.01%ですので、例えば 95%の次は 95.01%みたいな形になってくるのですけれども、決算上は既に 95.7%までいっているような状況になっています。なので、この数字自体に意味があるというよりは、ここに何らかの数字を入れておかないと、赤字が解消されたとしても点数はもらえないということなので、何らかの数字を入れる必要があって、何の数字を入れるかというところ、収納率が一番入れやすかったというところで、こちらの数字を入れてみたということです。

田中委員 じゃあ、具体的な方法というよりは、加算されないというか、そういうことがあるので、0.01%を入れ込んでいるということですかね。

事務局 そうです。

田中委員 分かりました。

会長 ほかにございませんか。

田中委員 まだ、すみません。0.01%ずつで 22 万円なのですけども、これは、では、微妙に減っていけば変わっていくと。比率としては 0.01%なのだけけれども、何に対するということで、100 対比を、それが変わっていけば、この 22 万円というところも変わってくるということですよ。

比率としては 0.01%なのですけども、22 万円というところは金額的には変わってくるのですかね。毎年 0.01%で 22 万円ということですか。

事務局 こちらについて、22 万円というのは、ざっくり調定額から割り返しているだけなので、調定額の 0.01%、収納率の 0.01%と理由づけしているだけということになります。これを今後数字を変えるかといったら、そういったことは考えていないです。

田中委員 今現在 0.01%に当たるのが 22 万円ということですよ。

事務局 そのとおりです。

田中委員 はい、分かりました。

会長 よろしいでしょうか、今のご質問。

山本委員 ちょっといいですか。すみません。大体の話は分かっているのですけれども、今、現状はどういう推移をしているのですか。平成 31 年度から始まっていますよね。単年度べ

ースでこれを当然見ていくわけですよ。平成31年度は終わったわけですが、その1年間の決算というのですか、それはどうなったのですかね。

事務局 平成31年度の決算ということですか。

山本委員 いや、平成31年度は予定どおりに推移していったのか、令和1年度は推移していつているのか、それを知りたいのです。これは、あくまでも目標の数値と書いてあるではないですか。実績はどうなっているのかというのを聞きたいです。

事務局 こちら赤字解消計画なのですけれども、こちらは前回平成31年度の当時予算ベースで作成しております。予算については、歳入と歳出が必ずイコールになるような形で組みますので、初年度についてはゼロという形になっています。決算については次の報告事項でご報告したいと思います。

山本委員 まだ出ていないの。

事務局 いや、出ているのですけれども、今日の報告事項の次の6番が決算の報告になりますので、そちらのほうでご報告させていただければと思います。

山本委員 はい、分かりました。

会長 今のご質問ですけれども、あくまで赤字解消計画ということでなっております。後の資料6に当たりますのは、歳入・歳出のご報告がありますので、そちらでまた質問を受けたいと思います。

報告事項5の国保赤字解消計画について、ほかにご質問はございませんか。なければ、この辺で次のほうに移らせていただきます。よろしくお願ひします。

次に、報告事項6に移りたいと思います。「平成31年度国民健康保険特別会計決算について」、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 事務局から資料6「平成31年度国民健康保険特別会計決算について」ご説明いたします。まず、タイトル右側、表1、表2を御覧ください。表1は、平成30年度と平成31年度の保険税の調定額と収納額、収納率となります。調定額とは被保険者の皆様に課税した保険税額の合計となります。収納額は実際に納税された額です。収納額を調定額で割り返したものが収納率となっております。

その右側、表2、こちらは平成30年度末と平成31年度末の被保険者数と世帯数を記載しております。被保険者数が487人減少となっております。

続きまして、下の表3、こちら歳入についてご説明いたします。こちらの表には、一番左に科目名、その右に当初予算額、次に補正予算額、予算現額と決算額、そして対予算、こちらについては決算額と予算現額の差となります。次に平成30年度の決算額を記載し、最後に平成31年度の決算額と平成30年度の決算額の差を前年度増減として記載しております。

まず、一番上の国民健康保険税。こちらについては国民健康保険事業を行うための主たる財源となるものですが、当初予算の積算時の見込みより被保険者数の減少が大きくて、調定額が予算に比べて低かったのですが、収納率が予想より上がったため、結果的に予算現額を上回る決算となりました。

上から3つ目の国庫支出金ですが、こちらにつきましては、システム改修に係る補助金について予算計上しておりました。システム改修費用が想定よりもかからなかったため、国庫支出金も対予算で1,072万7,000円の減額となっております。

続きまして、都の支出金になります。保険給付費の大部分をこちらの都の支出金として交付されることとなっております。こちらにつきましては、歳出の保険給付費の残額などに伴い、予算と比べて5億9,000万円ほどの減収となりました。前年度と比べても2億6,000万円ほど減っております。

次の繰入金です。こちらの内訳は、保険基盤安定繰入金と出産育児一時金繰入金の法定繰入金と呼ばれるもの、それ以外に国保会計上赤字と見なされる法定外繰入金となっております。対予算の差が700万円ほどありますけれども、こちらについては出産育児一時金の減額に伴うものとなっております。

次の繰越金です。平成30年度の国民健康保険特別会計からの繰越金となります。繰越金として歳入した後、一部を一般会計へ繰り出し、一部を東京都へ返還といたしております。

次の諸収入です。こちらは第三者行為に基づく納付金が見込みより多かったため、予算よりも500万円ほどの増額となっております。対前年度の予算では、昨年度は9,000万円ほどありました療養給付費等交付金の過年度交付分、こちらが都道府県化によりなくなったため、前年度より1億円ほどの減収となっております。

歳入合計で、105億212万6,434円、予算現額よりも5億5,295万6,566円少ない決算となっております。

続きまして、下の表、歳出となります。こちらの表は、一番左に科目名、その右に当初予算額、補正額、予備費流用、予算減額と支出済額、そして予算残額、次に決算額を記載し、最後に平成31年度の決算額と平成30年度決算額の差を前年度増減として記載しております。

まず、総務費です。こちらは委託料ですとか役務費などの事務的な経費となります。歳入で説明しましたシステム改修費に残額が生じたことから、1,700万円ほどの残額が生じております。また、平成31年度は2年に1度の保険証の一斉更新の年であったことや、前年に比べてシステム改修費が多かったため、前年度と比べて2,000万円ほどの増となっております。

上から2つ目の保険給付費です。こちらは被保険者への医療給付になりますが、被保険者の減少により、想定より医療費が減少し、6億2,000万円ほどの予算残額となっております。

次の国民健康保険事業費納付金です。都道府県化により、保険給付費の大部分を都から交付されることとなった代わりに、その財源として都へ納める納付金となっております。年内の増減はございませんので、予算どおりの執行となっております。

次の共同事業拠出金です。こちらは一般被保険者から退職被保険者へ切り替える対象リストの作成費用となります。

その下の保険事業費。こちらは予算残高が2,000万円ほどありますが、こちらは特定健診の受診者数が見込みより少なかったことと、糖尿病性腎症重症化予防事業について対象が想定よりも少なかったことによります。

次の公債費。こちらは年度内の現金不足の際に銀行等からのお金を借りたときの利子となっております。

次の諸支出金ですが、平成30年度分の繰越分の一般会計への繰り出しと国庫支出金等の精算に伴う返還を行っております。

歳出合計で103億9,030万5,675円、予算現額より6億6,478万325円少ない決算となっております。

一番下の歳入歳出差引額は1億1,182万759円となっております。こちらにつきましては、令和2年度に繰越し、一部を一般会計へ繰り出し、一部を東京都へ返還となっております。

事務局からの説明は以上です。

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明に関しまして、ご質問を受けたいと思いますが、よろしく願います。

先ほど山本委員からご質問ありました平成31年度の歳入歳出のご説明はよろしいでしょうか。

森田委員、どうぞ。

森田委員 上のところの保険税の現年度分と滞繰分というのですか、こちらは過年度分のことですよね。過年度分というのは、何年度ぐらいまで追いかけていらっしゃるのですか。

事務局 滞納処分を行っている部署が、我々ではなく納税課というところになるので、具体的に何年まで追いかけているのかというのは定かではないのですけれども、状況によって不納欠損等で削っている部分はあるかと思えます。

森田委員 分かりました。

会長 森田委員、よろしいですか。改善されているところが前年度よりありますということで、市の努力もごございますでしょうね。

森田委員、どうぞ。

森田委員 介護の納付金というのは、こちらのほうには全く入っていないですか。

事務局 都道府県化後に、この中で歳出の上から3つ目、国民健康保険事業費納付金、こちらの中に介護納付金が含まれる形になっています。後期高齢者支援金のほうもこちらに入っています。

森田委員 そうですか。分かりました。

会長 よろしいでしょうか。この数字と表を見て、一番右端のほうに前年度の決算との、④から⑤になりますけれども、差の説明が先ほど事務局からありましたけど、加入者の減少などによって6,000万円ぐらいですか、言いましたよね、説明、決算額と前年度かな。歳入のところで、決算④と平成30年度の決算⑤で引いて、右端の前年度の増減で6,853万3,632

円、加入者が随分減ったということですか。

事務局 そうですね、加入者が想定よりも減ったせいです。思ったほど調定が伸びなかった状況になっています。

藤巻委員 すみません、藤巻ですけれども。この被保険者数ですけど、ここ10年でなくともいいですけども、5年ぐらいで推移はどのようなのでしょうか。やっぱりちょっと減ってきているのでしょうか。また、今後の見込みなんかはどのようなか、分かる範囲でいいのですけれども。

事務局 ここ数年ずっと減少傾向にあります。10月末現在で2万3,630人となっておりますので、ひょっとするとコロナの関係で若干戻りつつあるのかも分からないといったところですね。ただ、ここ何年かではずっと減少傾向です。

藤巻委員 今後の見通しも、ちょっと減る可能性はあるかもしれないということですね。

事務局 そうですね。

藤巻委員 それに応じた予算を立て替えなければいけないかもしれないし、500人減ると約6,000万円、7,000万円近く減るということだと、結構減り方が強いと、かなりと予算が小さくなっていくかなという感じはしますけれどもね。ありがとうございます。

もう1つ、いいですか。すみません。支出のほうなのですけども、支出の保険事業費のところですね。糖尿病性腎症の事業の対象者が想定より少なかったということで、平成31年度は予定より低かったということですけども、糖尿病性腎症は大分、前回は急遽ということがあったので、今後の見通しなどがあれば教えていただきたいです。増やしていかなければいけないとは思うのですけれども。

事務局 今年度は10名の方から申込みを頂いている状況ですね。

藤巻委員 10名ですか。事業としては、もっと増えなければ1つの事業に、なかなか難しいのかなとは思うのですけれどもね。よろしく願いいたします。

会長 ほかにございませんか。そうしましたら、報告事項6に関しましては、ないでよろしいでしょうか。

続きまして、最後の報告事項です。「国民健康保険税課税限度額について」、事務局よりお願いいたします。

事務局 国民健康保険税の限度額改定ですが、国民健康保険法施行令の改正を受け、協議会にてご審議を頂いておりますが、今年度につきましては、今般の状況を踏まえ、引上げを見送ったことをご報告いたします。

事務局からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。よろしいですか。何かほかにごございますか、ご質問。なければ、本日の報告事項は終了させていただきます。

今後の日程について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 今年度の運営協議会につきましては、本日をもって終了となります。来年度につきましては、開催通知をもってご案内を致します。なお、開催日程につきましては木曜日の午

後からを予定しております。

会長 よろしいですか。来年はいつ頃を予定していますか。

事務局 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催時期を決定したいと考えております。

会長 来年はまだ未定ですが、新型コロナ感染の状況も踏まえて、市のほうで対応させていただきますということでよろしいでしょうかね。

事務局 よろしく願いいたします。

会長 では最後に、藤巻委員、副会長、よろしく願いします。

藤巻委員 恐縮です。

会長 早速お願いしたいと、お願いいたします。

藤巻委員 どうもありがとうございます。じゃあ、ちょっと一言だけ。今後またインフルエンザがはやってくる時期になりますし、コロナもまた第3波を迎えるかどうかというところですが、そういう意味では、なるべく国分寺でも感染を広げないようにということで、これは1人1人のやっぱり自覚が必要なのかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

会長 どうも本日は誠にありがとうございました。また来年度もよろしく願いいたします。

— 了 —

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長

藤巻 孝雄

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

新藤 圭一

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

知念 信昭